

八戸市児童館管理基準

第1条 この基準は、八戸市が設置する児童館（以下「児童館」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 児童館を利用できる者は、八戸市児童館運営要綱（以下「運営要綱」という。）によるほか次による。

（1）児童の福祉を増進するため活動する関係諸団体の会議等に使用させることができる。

第3条 児童館には、次の職員を置く。

- | | |
|---------------|-----|
| （1）館長 | 1名 |
| （2）児童厚生員（指導員） | 2名 |
| （3）その他の職員 | 若干名 |

第4条 館長は、指定管理者の代表者（以下「代表者」という。）の命を受けて館務に従事する。児童厚生員（指導員）及びその他の職員は、館長の命を受けて館務に従事する。

第5条 児童館の開館時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、夜間に児童館を使用するとき及び代表者が特に必要があるときは、市長と協議して変更することができる。

- （1）開館時間 午前9時から午後6時まで。ただし、小型児童館については、午前8時30分から午後6時までとする。
- （2）休日 毎週日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

第6条 児童館を利用しようとする者は、利用申込書を代表者に提出しなければならない。

2 代表者は、児童館の利用を許可したときは、利用許可書を交付する。

第7条 児童館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡、又は転貸してはならない。

第8条 児童館の利用は、児童館本来の目的で利用する時には、無料とする。ただし、児童館の設備及び備品等以外の利用に関する一切の費用は、利用者の負担とする。

第9条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- （1）利用する場所以外の設備及び備品を使用するとき及び、特別の設備又は物品の搬入をしようとするときは、係員の指示を受けなければならない。
- （2）釘付け又は、はり紙等建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （3）所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。

（4）承認を受けないで物品の展示、販売又は金品の募集をしないこと。

（5）他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（6）その他係員の指示に従うこと。

第10条 次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し又は利用を制限若しくは停止することがある。

（1）この基準に違反したとき。

（2）管理上支障があると認めたとき、又は市が使用する必要が生じたとき。

第11条 前条によって生じた利用者の損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

第12条 利用者は、その利用を終わったとき又は利用を停止させられたときは、利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

第13条 児童館の利用について、利用者が児童館の設備及び備品等を損傷し又は滅失したときは、代表者の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

付則

この基準は、昭和55年4月1日から実施する。

昭和57年4月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正